

(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施

勸 告	説明図表番号
<p>内部監査には組織の業務が法令等に則して的確に実施されているかについて、当該組織自らがチェックし、不備な点の改善を図る機能があり、法令等遵守の推進を図る上で、重要な役割を担っている。</p>	
<p>各府省が実施する内部監査は、事務・事業の執行について監査する「業務監査」と会計経理について監査する「会計監査」に大別され、業務監査は事務・事業の執行の合規性、効率性の確保、職員の服務規律の保持等を、会計監査は会計経理の合規性、適正性、経済性・効率性等の確保を目的としている。</p>	
<p>業務監査の対象となる事務・事業のうち、特に、保有個人情報の保護については、平成 16 年に安全確保指針が、また、情報セキュリティの対策については、17 年に統一基準がそれぞれ政府としての統一的な基準として示されており、各府省は、保有個人情報の適切な管理や情報セキュリティ対策の推進を図るため、これらを踏まえ策定した規程や基準に基づき、監査を行うこととされている。</p>	表 2-(3)-①
<p>これら以外の業務監査として、一部の府省は、それぞれ固有の業務の執行について、その合規性等の確保、服務規律の保持等を図る観点から監査を実施している。</p>	表 2-(3)-②
<p>今回、全 16 府省の本府省等 33 機関及びこれらの地方支分部局等 133 機関における業務監査及び会計監査の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 業務監査関係</p>	
<p>保有個人情報関係の監査（以下「保有個人情報監査」という。）については、安全確保指針において、監査責任者は保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告すると規定されており、各府省が策定した規程において、おおむね同旨の内容が規定されている。しかしながら、安全確保指針が策定された平成 17 年度から 19 年度までの間、2 府省の本府省等 4 機関は適切に保有個人情報監査を実施していない。</p>	表 2-(3)-③ 表 2-(3)-④
<p>また、情報セキュリティ関係の監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）については、統一基準において、年度監査計画及び個別の監査業務における監査実施計画を策定し、これに基づき情報セキュリティ監査を実施することと規定されているが、統一基準が策定された平成 17 年度から 19 年度までの間、2 府省の本府省等 4 機関は情報セキュリティ監査を実施していない。</p>	表 2-(3)-③ (再掲)
<p>イ 会計監査関係</p>	
<p>会計検査院は、平成 13 年度決算検査報告において、会計監査について、「監査対象箇所に対する指導や注意にとどまらず、会計経理と予算執行の適正性、経済性・効率性等に関する適切な評価を行うものとしての実効性を確保するためには、監査結果の重要性・重大性の程度を明確にし、所定の基準に基づ</p>	表 2-(3)-⑤

いて監査結果を報告すること、監査結果を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知すること、事態の改善について会計監査機構がその経過及び結果をフォローすることなどが有効である。」としている。

(ア) 会計監査の実施状況

外局に対する会計監査については、①外局の会計主管課による会計監査の対象とされているもの、②本府省の会計主管課による会計監査の対象とされているもの、③外局及び本府省の双方の会計監査の対象とされているものがある。

しかし、1府省の本府省等1機関については、会計機関の設置が物品供用官のみであるとして、自庁又は本府省のいずれの会計監査の対象とされておらず、会計監査が実施されていない。

なお、調査した地方支分部局等133機関における、平成16年度から18年度間の会計監査の実施状況をみると、この間に会計監査を受けた実績がなかった1府省の1機関を除き、すべての機関において、自ら監査を実施又は上部機関が実施する監査を受けていた。

(イ) 会計監査の改善措置結果の確認状況

会計監査の結果、改善を指示・指摘した事項については、必要な改善措置が講じられているか適時・的確に把握、確認することが監査の実効性を確保する上で重要である。

このため、会計監査による指示・指摘事項に対する改善措置結果について報告を求める旨会計監査に係る根拠規程において規定する必要があるが、会計監査を実施している16府省の本府省等25機関のうち、5府省の本府省等6機関が措置結果を報告させる等の規定を設けておらず、また、1府省の本府省等1機関は著しく違法若しくは不当な事項等があると認めた場合にのみ改善措置結果を報告させる旨規定している。

また、改善措置結果の確認については、25機関中監査での指示・指摘の実績がない1機関を除く24機関のうち、改善を指示・指摘を行った事項について、監査対象部署から改善措置結果を文書で報告させているものが13府省の本府省等21機関ある。しかし、残りの3府省の本府省等3機関については、原則、次回の監査時に確認しており、これら改善報告を行わせていない機関については、不適切な会計処理を早期かつ確実に是正させる観点から必ずしも十分な取組内容となっていない。

(ウ) 会計監査の結果の周知状況

前述の決算検査報告のとおり、会計監査の結果については、当該監査を受けた部署のみならず、受けなかったところも含めた会計業務関係部署全体に対して周知することが、当該監査の有効性をより一層高め、会計業務の適正な執行に資するものとされている。

会計監査を実施している16府省の本府省等25機関について、会計監査の結果に係る周知状況を調査したところ、イントラネットの活用や文書の配布により当該機関内に幅広く周知しているものが12府省の本府省等15機関あ

表2-(3)-⑥

表2-(3)-⑦

表2-(3)-⑧

表2-(3)-⑨

る一方、幹部への報告のみが1府省の本府省等1機関、監査を受けた部署に限定して周知又は会議や研修の場において周知しており、組織全体への周知が行われていないものが8府省の本府省等9機関みられた。

したがって、関係府省は、保有個人情報監査及び情報セキュリティ監査の適切な実施を図るとともに会計監査の実効性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 安全確保指針や統一基準に則し、保有個人情報監査又は情報セキュリティ監査を適時・的確に実施すること。(総務省、法務省、国土交通省)
- ② 府省の外局のうち、規程上、自庁又は本府省のいずれの会計監査の対象にもなっていないものは、監査対象とするよう規定を改正し、会計監査を実施すること。(法務省)
- ③ 会計監査において改善指示等を行った場合、その措置結果を期限を付して報告させることなどについて規定するとともに、これに基づき、監査実施部署の責任者が監査を受けた部署の講じた改善措置等の対応状況を早期かつ的確に把握すること。(宮内庁、総務省、法務省、外務省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ④ 会計監査の結果については、同旨の事態の再発防止を図る観点から、当該監査を受けた部署のみならず、会計業務関係部署全体に対して周知すること。  
(公正取引委員会、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省)

表 2-(3)-① 内部監査制度に係る規程

○ 「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）〈抜粋〉

#### 第 10 監査及び点検の実施

（監査）

- 1 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

（点検）

- 2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。（評価及び見直し）

- 3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2005 年 12 月版（全体版初版）」（2005 年 12 月 13 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 情報セキュリティ政策会議決定）〈抜粋〉

#### 2.3.2 情報セキュリティ対策の監査

##### 遵守事項

##### (1) 監査計画の策定

###### 【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。

##### (2) (略)

##### (3) 個別の監査業務における監査実施計画の策定

###### 【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査の実施指示に基づき、個別の監査業務ごとの監査実施計画を策定すること。

##### (4) (略)

##### (5) 情報セキュリティ監査の実施

###### 【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査を実施する者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施すること。

- (b) 情報セキュリティ監査を実施する者は、省庁基準が統一基準に準拠しているか否かを確認すること。

- (c) 情報セキュリティ監査を実施する者は、省庁基準の導入に当たって実施手順が作成されている場合には、それらが省庁基準に準拠しているか否かを確認すること。

- (d) 情報セキュリティ監査を実施する者は、被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠しているか否かを確認すること。

- (e) 情報セキュリティ監査を実施する者は、監査調書を作成し、あらかじめ定められた期間保存すること。

- (f) 情報セキュリティ監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、最高情報セキュリティ責任者へ提出すること。

##### (6) (略)

表 2-(3)-② 服務規律の保持等に係る業務監査の例

○「平成 18 年度定期監査報告書」(平成 19 年 3 月 国土交通省大臣官房監察官室) <抜粋>

I はじめに (略)

II 公共交通機関における利用者の安全確保、住宅・建築物等における居住者等の安全確保、情報セキュリティ対策等安全・安心な社会づくりへ向けた地方支分部局の取組みの状況 (略)

III 不正行為の防止のための取組、国家公務員倫理法の周知その他地方支分部局における官紀の保持のための取組の状況

(1) 総論

(2) 国家公務員倫理法等の周知状況

(3) 公共工事の入札・契約の適正化に関する取組状況

(4) 随意契約の適正化に関する取組状況

(5) 行政対象暴力・不当要求対策の取組状況

IV 観光施策、少子高齢化施策及び物流施策等における地方整備局等と地方運輸局等の施策の連携の状況及び施策の総合化へ向けた取組みの状況 (略)

○ 平成 18 年度第 3 四半期における服務監査 (対警察大学校) (警察庁)

(1) 職員に対する身上把握・身上指導の推進状況

(2) 職員に対する非違事案未然防止対策の推進状況

○非違事案対策はどのように行っているか。

- ・飲酒運転・交通事故防止対策
- ・飲酒関係
- ・異性関係
- ・業務上の非違行為
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・その他

○非違事案防止のため、どのような資料を作成、活用しているか。

○非違事案防止対策を的確に行うための創意工夫を凝らした施策は行われているか。

(3) 職員に対する職務倫理教養の推進状況

(4) 学生に対する身上把握・身上指導の推進状況

(5) 学生に対する非違事案未然防止対策の推進状況

(注) 1 国土交通省及び警察庁の資料による。

2 下線は当省が付した。

表 2-③-③ 各府省の官房部門が定期又は随時に部局横断的に実施している内部監査

区 分	会計関係	情報セキュリティ	行政機関保有個人情報関係	事務、服務関係
内閣府	○	○	○	—
宮内庁	○	○	○	—
公正取引委員会	○	○	○	—
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○	業務監察、服務監察
金融庁	○	○	○	—
総務省	○	○	○	—
公害等調整委員会	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	○	—
消防庁	○	○	×	—
法務省	○	○	○	—
公安審査委員会	×	×	○	—
公安調査庁	○	×	○	総合点検、監察
外務省	○	○	○	監察・査察
財務省	○	○	○	監察、事務考査、事務監査
国税庁	本省監査受検、自庁監査実施	本省部局等と一体的に実施	○	監察
文部科学省	○	○	○	—
文化庁	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
厚生労働省	○	○	○	管理事務及び企画調整事務に関する中央監察
社会保険庁	○	本省部局等と一体的に実施	△	業務監察
中央労働委員会	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	○	—
農林水産省	○	○	○	—
林野庁	本省監査受検、自庁監査実施 (国有林野事業特別会計)	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	国有林野事業監査
水産庁	本省監査受検、自庁監査実施	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
経済産業省	○	○	○	—
資源エネルギー庁	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
特許庁	本省監査受検	○	○	—
中小企業庁	本省監査受検	本省部局等と一体的に実施	本省監査受検	—
国土交通省	○	○	△	定期監察
船員労働委員会	本省監査受検	×	×	—
気象庁	○	○	×	業務考査
海上保安庁	○	×	×	監察
海難審判庁	本省監査受検、自庁監査実施	本省部局等と一体的に実施	○	—
環境省	○	○	○	—
防衛省	○	○	○	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表には、平成17～19年度の間に於いて、官房部門が実施主体となり定期又は随時に各部局等を対象に実施している内部監査を掲出した。  
 3 本表各欄において、○印は当該府省自ら定期又は随時に実施しているもの、×印は未実施のもの、—印は該当する監査がないことを示す。  
 4 公安審査委員会は、会計機関が物品供用官のみであり物品管理法第39条による検査は実施されている。  
 5 社会保険庁の△印は業務監察の一環として実施、国土交通省の△印は定期又は随時ではないが実施の実績があることを示す。  
 6 公安調査庁及び財務省の監察は、専ら服務規律の遵守状況の把握、個別情報の収集・分析、非違行為の調査等を随時に行うものであり、計画的に実施しているものではない。  
 7 防衛省は、旧防衛施設庁分を含めない。

表2-(3)-④ 保有個人情報の監査を実施していない府省における規定内容

(単位：件)

区 分		規定内容	未実施理由等	個人情報の漏えい等事案件
指針	「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」(平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知)	第10 監査及び点検の実施 1 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。		
総務省	消防庁 「消防庁の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」(平成17年3月31日付け消防庁訓令第7号)	第31条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査(外部監査の委託を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。	現状では、点検の実施をもって監査に代えていたが、平成20年度中に監査報告書の作成も含めた、より厳格な監査を実施すべく検討しているところ。	0
	船員労働委員会 「船員労働委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び開示請求等にかかる審査基準」(平成18年1月6日付け船中労第170号)	第25条 監査担当者は、保有個人情報の管理及び取り扱いの状況について、定期または随時に監査を行い、その結果を国土交通省情報化政策会議に諮り、総括保護管理者に報告するものとする。 2 前項に規定する監査のうち、第16条に関することは、監査担当者と調整の上、国土交通省情報セキュリティポリシー2(9)①に規定する情報セキュリティ委員会が監査を行うものとする。	監査の必要性はあると考えており、具体的な実施方法等について調整中	0
国土交通省	気象庁 「気象庁が保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針及び開示請求等に係る審査基準の制定について(通達)」(平成17年3月28日付け気総第464号)	(監査) 第31条 監査担当者は、保有個人情報の管理及び取り扱いの状況について、定期又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。	総務大臣への事前通知を要する個人情報ファイルは1冊のみであり、同ファイルの取扱状況を監査担当部署が把握していることや、その他のファイルは小規模なものであるため。	0
	海上保安庁 「海上保安庁の保有する個人情報の保護に関する規則」(平成17年3月22日付け海上保安庁訓令第6号)	(監査) 第23条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を本庁にあっては総括保護管理者に、大学校にあっては大学校等の長に、管区等にあっては管区本部の長に、それぞれ通知する。	情報セキュリティ対策に係る自己点検をもって、監査に代えていたため。	3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「個人情報の漏えい等事案件数」欄は、総務省行政管理局の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行状況調査結果(平成17年度～19年度)による。

表 2-(3)-⑤ 平成 13 年度決算検査報告<抜粋>

第 4 章 特定検査対象に関する検査状況

第 16 国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について

1～3 (3) (略)

(4) 会計監査の有効性を高めるための方策

ア～イ (略)

ウ 監査結果の有効活用による監査の実効性の確保

会計監査が、監査対象箇所に対する指導や注意にとどまらず、会計経理と予算執行の適正性、経済性・効率性等に関する適切な評価を行うものとしての実効性を確保するためには、監査結果の重要性・重大性の程度を明確にし、所定の基準に基づいて監査結果を報告すること、監査結果を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知すること、事態の改善について会計監査機構がその経過及び結果をフォローすることなどが有効である。

そのための具体的な方策としては、〔1〕監査の報告基準又は報告区分の設定、〔2〕監査結果を取りまとめた年次報告の作成と会計担当課等への提供、〔3〕会計監査機構による改善状況の確認の制度化等が考えられる。

エ (略)

表 2-(3)-⑥ 各府省における会計監査の実施状況（官房部門が実施主体の監査 平成16年度～19年度実績）

府省名	監査に係る根拠規程等（組織令、組織規則を除く。）	監査対象部局（部署）の規定内容	内部部局		施設等機関	特別の機関	地方支分部局	外局
				会計部門				
内閣府	・会計事務監査実施要領（平成16年7月30日官房会計課長決定） ・年度会計事務監査実施方針 ・監査マニュアル	大臣官房各課室等、内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局	○	○	○	○	○（内閣府所管会計経理に限る）	—
宮内庁	・年度計画 ・内部監査マニュアル	明記なし	○	○	○	—	○	—
公正取引委員会	・公正取引委員会会計監査規程（平成19年1月9日付け事務総長通達）	（監査規程第3条） 本局、地方事務所（支所を含む。）	○	○	—	—	○	—
国家公安委員会（警察庁）	・会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号） ・警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年4月1日警察庁訓令第8号） ・会計監査計画	内部部局、付属機関、地方機関、都道府県警察（管区警察局長は管区警察局及び府県警察を対象に会計監査を行う）	○	○	—	—	○	—
金融庁	・金融庁における会計監査実施要領（平成13年6月19日総第995号） ・年度会計監査（一般監査）計画	内部部局（歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、物品管理官、契約担当官、収入官吏、資金前渡官吏）	○	○	—	—	—	—
総務省	・総務省所管会計事務取扱規程（平成19年3月30日総務省訓令第17号） ・総務省会計監査要綱（平成14年1月31日付け総官会第119号大臣官房会計課長通達）	（監査要綱第3条） 内部部局、施設等機関（自治大学校、情報通信政策研究所）、地方支分部局（管区行政評価局、四国行政評価支局、行政評価事務所、総合通信局、沖縄行政評価事務所、沖縄総合通信事務所）、外局（公害等調整委員会）	○	×	○	対象外	○	○
公害等調整委員会	未作成	—	本省による監査を受検		—	—	—	—
消防庁	・年次会計監査計画、消防庁会計監査マニュアル	明記なし	本省による監査を受検		○	—	—	—
法務省	・年度計画 ・「会計監査マニュアル」	最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、矯正研修所、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、地方更生保護委員会、保護観察所、入国者収容所、地方入国管理局及び公安調査庁	×	×	○	○	○	○
公安審査委員会	未作成	—	×	×	—	—	—	—
公安調査庁	・年度計画 ・「会計事務監査実施要領」	各公安調査局	本省による監査を受検		—	—	○	—
外務省	・外務省会計監査事務要領（平成17年9月15日決定）	（要領第3条） 本省内部部局	○	○	—	対象外	—	—
財務省	・財務省会計監査規則（平成13年1月6日財務省訓令第5号） ・会計監査要領 ・年度会計監査計画	本省、財務局、税関等、国税庁等	○	○	○	—	○	○
国税庁	・国税庁会計監査規程（昭和28年5月15日国税庁訓令第14号） ・国税庁会計監査要領	（監査規程第1条） 国税局、沖縄国税事務所、国税不服審判所、税務大学校	本省による監査を受検		○	○	○	—
文部科学省	・文部科学省所管会計経理事務取扱通則（平成13年1月6日文部科学省訓令第17号） ・文部科学省会計監査計画（平成17年7月19日大臣官房会計課長決定）	本省内部部局（水戸原子力事務所を含む。）、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院、文化庁内部部局（日本芸術院を含む。）	○	○	○	○	○	○
文化庁	未作成	—	本省による監査を受検		—	×	—	—

府省名	監査に係る根拠規程等（組織令、組織規則を除く）	監査対象部局（部署）の規定内容	内部部局		施設等機関	特別の機関	地方支分部局	外局	
				会計部門					
厚生労働省	・厚生労働省所管会計事務監査規程(平成13年1月6日厚生労働省訓第24号) ・年度会計事務監査指導実施方針 ・年度会計事務監査指導実施計画	大臣官房会計課、医政局、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局、保険局、施設等機関、地方厚生局、四国厚生支局、都道府県労働局、中央労働委員会事務局	○	○	○	対象外	○	○	
	・社会保険庁所管会計事務監査規程(平成17年3月10日付け社会保険庁訓第3号) ・年度会計監査実施方針 ・年度会計監査実施計画	(監査規程第3条) 本庁内部部局、社会保険業務センター、社会保険大学校及び地方社会保険事務局(地方社会保険事務局社会保険事務室および社会保険事務所を含む。)	○	○	○	—	○	—	
	中央労働委員会	未作成	—	—	本省による監査を受検	—	—	—	
農林水産省	・農林水産省会計監査規程(平成18年3月2日農林水産省訓令第2号) ・農林水産省会計監査規程実施細則(平成18年3月27日付け17経第2312号大臣官房経理課長通知) ・国営土地改良事業等監査規程 ・食料管理特別会計経理事務等監査実施要領 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画	(一般会計、特別会計) 大臣官房各課等内部部局、農林水産技術会議事務局、林野庁、水産庁(監査対象機関 全150か所)	○	○	○	○	○	○	
	林野庁	・農林水産省会計監査規程(平成18年3月2日農林水産省訓令第2号) ・農林水産省会計監査規程実施細則 ・林野庁一般会計会計事務監査等実施要領 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画  (国有林野事業) ・国有林野事業監査規程 ・国有林野事業監査規程実施細則 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画	森林技術総合研修所 (国有林野事業) 内部部局、森林管理局、森林技術総合研修所、森林管理署	本省による監査を受検するとともに自庁による監査を実施		○	—	○	—
	水産庁	・農林水産省会計監査規程(平成18年3月2日農林水産省訓令第2号) ・農林水産省会計監査規程実施細則 ・水産庁会計事務監査実施細則 ・年度会計事務監査実施方針 ・年度会計事務監査計画	漁業調整事務局	本省による監査を受検		—	—	本省による監査を受検するとともに自庁による監査を実施	—
経済産業省	・経済産業省会計監査規程(昭和61年10月1日61会第459号) ・経済産業省会計監査事務取扱規則(平成15年8月1日平成15-08-01会第1号) ・年度監査方針 ・年度監査実施計画 ・会計監査実施要領	(規程第3条) 内部部局、施設等機関、地方支分部局、外局の全30官署	○	○	○	—	○	○	

府省名	監査に係る根拠規程等（組織令、組織規則を除く）	監査対象部局（部署）の規定内容	内部部局		施設等機関	特別の機関	地方支分部局	外局	
				会計部門					
経済産業省 (続き)	資源エネルギー庁	未作成	—		本省による監査を受検				
	特許庁	未作成	—		本省による監査を受検				
	中小企業庁	未作成	—		本省による監査を受検				
国土交通省	・国土交通省会計監査要綱 ・年度会計監査実施計画 ・国土交通省会計事務取扱規則及び地方整備局等会計事務取扱標準細則等	(要綱2) ・国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)第2条に規定する部局 ・国土交通省所管物品管理事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第63号)第2条に規定する部局 ・国土交通省所管国有財産取扱規則(平成13年国土交通省訓令第61号)第2条に規定する部局	○	○	○	○	○	○	
	船員労働委員会	未作成	—		本省による監査を受検				
	気象庁	・気象庁会計監査要領(平成17年9月20日施行)	「監査実施官署選定基準」 官署支出官設置官署一原則として隔年により会計監査を実施(会計検査院の実地検査が当該年に行われた官署は除外) ・分任物品管理官設置官署一必要に応じて実施	×	×	○	—	○	—
	海上保安庁	・会計実地監査要領(昭和50年7月8日保経経第359号)	2. 実施基準 地方支分部局等の実地監査は、原則として3年に1回実施する(略)	×	×	○	—	○	—
	海難審判庁	未作成(平成18年度から地方庁の会計官職は原則廃止し、本庁に集約化)	—	本省による監査を受検		—	—	○	—
環境省	・環境省会計事務監査規程(平成13年1月6日環境省訓令第23号) ・年度会計事務監査指導実施方針 ・年度会計事務監査指導実施計画	(規程第3条) 環境本省、環境調査研修所、地方環境事務所	○	○	○	対象外	○	—	
防衛省	・防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年6月9日防衛庁訓令第40号) ・年度会計監査項目の重点 ・年度監査実施計画(内部部局の会計監査について(通知)) ・会計監査の手引	(訓令第4条) 内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊、陸上自衛隊(自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)、海上自衛隊(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)、航空自衛隊(航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局	○	○	○	○	○	○	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 本表における会計監査は、規程に基づき、会計・経理全般に関して定期又は随時に実施する監査を指し、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第116条に基づく帳簿金庫の検査は含めない。  
3 本表各欄において、○印は実績があるもの、×印は実績がないもの、—印は該当がないものを示す。  
4 旧地方海難審判庁については、「地方支分部局」欄に区分した。  
5 「特別の機関」欄における「対象外」は、会計機関が未設置など監査規程上監査対象となっていない機関を示す。  
6 法務省及び公安審査委員会の内部部局に係る会計経理については、官房会計課監査室による決裁・決議等での事前審査を実施している。

表2-(3)-⑦ 地方支分部局等に対する会計監査の実施主体別実施状況(平成16年度～18年度実績)

府省名	監査受検主体	監査実施主体		
		本府省等	上級庁(本府省等除く)	自庁
内閣府	沖縄総合事務局(1)	○	—	○
国家公安委員会 (警察庁)	管区警察局(3)	○	—	×
	府県情報通信部(2)	○	○	×
公正取引委員会	地方事務所(3)	○	—	×
総務省	管区行政評価局(3)	○	—	×
	行政評価事務所(3)	○	×	×
	総合通信局(3)	○	—	○
法務省	法務局(3)	○	—	×
	地方法務局(3)	○	×	△
	矯正管区(3)	○	—	×
	刑務所(3)	○	○	×
	地方更生保護委員会(3)	○	—	×
	保護観察所(3)	○	○	×
	地方入国管理局(2)	○	—	×
(最高検察庁)	高等検察庁(3)	○	—	○
	地方検察庁(3)	○	○	○
公安調査庁	公安調査局(2)	○	—	×
	公安調査事務所(2)	×	○	×
財務省	財務局(3)	○	—	○
	財務事務所(1)	×	○	×
	税関(2)	○	—	○
国税庁	国税局(3)	○	—	○
	税務署(3)	×	○	×
厚生労働省	地方厚生局(2)	○	—	×
	都道府県労働局(10)	○	—	○
	公共職業安定所(9)	×	○	×
	労働基準監督署(2)	×	○	×
農林水産省	地方農政局(3)	○	—	○
	北海道農政事務所(1)	×	—	×
	地方農政事務所(2)	○	○	×
林野庁	森林管理局(2)	○	—	○
水産庁	漁業調整事務所(2)	○	—	×
経済産業省	経済産業局(2)	○	—	×
	産業保安監督部(2)	○	—	×
国土交通省	北海道開発局(1)	○	—	○
	開発建設部(1)	○	○	×
	地方整備局(3)	○	—	×
	河川国道事務所(4)	×	○	×
	地方運輸局(3)	○	—	○
	運輸支局(1)	○	○	×
	地方航空局(1)	○	—	×
	航空交通管制部(2)	○	—	×
気象庁	管区气象台(3)	○	—	○
	地方气象台(3)	×	○	×
海上保安庁	管区海上保安本部(3)	○	—	○
	海上保安部(4)	○	○	×
環境省	地方環境事務所(3)	○	—	×
防衛省	地方防衛局(3)	○	—	○
	防衛医科大学校(1)	○	—	○

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表における会計監査は、会計・経理全般に関して定期又は随時に実施する監査を指し、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第116条に基づく帳簿金庫の検査のみの場合は含めない。  
 3 「監査受検主体」欄の( )内は、調査した機関数を表す。  
 4 本表中、○印は会計監査の実績がある機関、×印は同じく実績がない機関、△は実績の有無が同種の行政機関間で混在している場合を示す。  
 5 沖縄総合事務局については、内閣府所管の会計経理に係る監査について掲出した。  
 6 管区警察局は府県情報通信部の上級庁として区分した。

表2-③-⑧ 各府省が実施している会計監査に係る改善措置結果の確認状況

府省名		根拠規定	監査指摘事項に係る改善措置結果の報告徴取や確認の状況
内閣府	会計事務監査実施要領（平成16年7月30日官房会計課長決定）	(監査結果の報告等) 第8条第2項 会計課長は、(略)改善措置結果について報告を求めることができる。	① 監査対象部署に対して監査結果を通知する際に指摘事項に対する改善措置結果についての報告を依頼するとともに、翌年度の監査における監査対象事項としている。
宮内庁	該当なし	—	③ 次回監査時に確認している。
公正取引委員会	公正取引委員会会計監査規程（平成19年1月9日事務総長通達）	(第8条第3項) 官房総務課長又は地方事務所長は、前項の指示を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を事務総長に報告しなければならない。	① 検査時に問題点等を説明し、即時改善又は改善指導を行い、その改善内容について報告を得ている。
国家公安委員会 (警察庁)	警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年4月1日警察庁訓令第8号）	(第9条第2項) 会計監査責任者は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施状況について、会計監査の対象部署の長に報告を求めるものとする。	① 会計監査の結果、指示事項・指導事項を通知した部署から改善措置結果の報告を受け、翌年度の会計監査において、通知対象以外の部署を含め、その措置状況を確認している。
金融庁	金融庁における会計監査実施要領（平成13年6月19日総第995号）	10. 改善措置 当該部局長は、前項の監査結果報告書に基づき是正すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、当該措置による改善の状況を主任監査員に報告しなければならない。	① 重大な指摘事項があった場合には、書面にて改善状況の報告をすよう求めている。
総務省	総務省所管会計事務取扱規程（平成19年3月30日総務省訓令第17号）	(措置要求) 第13条第2項 関係者又は内部部局の責任者は、前項の処置を要求されたときは、遅滞なく、必要な措置を講ずるとともに、その結果を大臣官房会計課長に回答しなければならない。	① 改善措置結果について報告を求め、確認している。
消防庁	該当なし	—	— 改善措置結果の報告を受けることとしているが、実例がない。
法務省	該当なし	—	① 監査実施担当者が監査対象官署に対して速やかに是正・改善の措置を行うよう指導し、その是正・改善措置の結果を踏まえて、監査結果の報告書を作成し、官房会計課長まで報告するとともに、次回監査においても前回の是正・改善の措置状況を現地に確認することとしている。
公安調査庁	年度会計事務監査実施要領	点検での指摘事項等については、その改善状況を後日、事務連絡にて本庁総務課決算監査まで報告すよう通知すること	① 指摘事項等に対する改善措置について後日文書により報告を得る。
外務省	該当なし	—	① 是正を要する諸項目については、3か月程度の期間をまってフォローアップを実施して結果報告することとしている（平成18年度）。
財務省	会計監査要領 別添（2）「評価基準及び事後措置」	(第5条) 監査室長等は、監査の結果を、別添（2）の評価基準及び事後措置に基づいて講評を行うものとする。	① 会計監査の結果、指摘する事項が一定の評価基準を超えた場合、監査対象部局からその後の改善措置状況について文書により回答を求め、是正処理を確認している。また、一定の評価基準を超えない場合についても、次回監査において確認することとしている。
国税庁	国税庁会計監査要領（平成11年6月25日） 別紙3「評価基準及び事後措置」	(第5条) 会計監査官等は、監査の講評を、別紙3「評価基準及び事後措置」に基づいて講評を行うものとする。	① 同上
文部科学省	文部科学省会計監査計画（平成17年7月19日大臣官房会計課長決定）	(監査報告書の作成及び周知) 毎年度、会計監査の結果を取りまとめた監査報告書を作成し、会計課長に報告するとともに、関係部署へ広く周知	① 是正改善の措置を求めた事項や指導等を行った事項について、会計実地監査報告書により、改善状況又は部局の意見を求める。
厚生労働省	厚生労働省所管会計事務監査規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第24号）	(結果に対する措置) 第11条（略）この場合、会計課長は、当該部局の講じた措置及びその結果について報告を求めなければならない。	① 規程に基づき、会計課長に対し期限を付して報告させている。
社会保険庁	社会保険庁所管会計事務監査規程（平成17年3月10日社会保険庁訓第3号）	(結果に対する措置等) 第11条（略）この場合、経理課長は、是正等必要な措置を講ずるよう指示した部局の長に対し、当該部局の講じた措置及びその結果について報告を求めものとする。	① 会計監査において指摘した事項については、監査実施後において改善報告書を提出させ確認を行う。また、翌年度の監査において改善報告が適切に実施されているか、その状況について実地に検証を行う。

農林水産省	農林水産省会計監査規程（平成18年3月2日農林水産省訓令第2号）（国営土地改良事業を除く。）	（監査結果に対する措置等） 第16条 前項の指示を受けた部局の長は、当該指示に基づいて講じた措置について、速やかに監査部局の長に報告するものとする。	①	改善の指示を行った監査対象機関に対しては、1か月以内に改善措置の報告を求めている（「平成18年度会計事務監査（本省）結果報告書」による。）。 また、年度会計事務監査計画に基づき、監査対象機関が前回の会計事務監査等において指摘又は指導を受けた事項がある場合には、当該事項の改善状況の検証を実施
林野庁	農林水産省会計監査規程（平成18年3月2日付け農林水産省訓令第2号）	（監査結果に対する措置等） 第16条 前項の指示を受けた部局の長は、当該指示に基づき講じた措置について、速やかに監査部局の長に報告するものとする。	①	改善の指示を行った監査対象機関に対しては、1ヶ月以内に改善措置の報告を求めている。
	国有林野事業監査規程（平成11年2月26日農林水産省訓令第8号）	（監査に基づく処置） 第10条第2項 前項の規定による指示を受けた当該機関の長は、遅滞なく、当該指示に基づき必要な措置を講じ、その結果を当該指示を行った機関の長に報告するとともに、当該機関を所轄する機関の長に対し、その旨を通知しなければならない。	①	林野庁長官等が指定した期日までに措置結果報告書の提出を求めている。（国有林野事業監査規程実施細則（平成18年8月8日 18林国管第29号）第9条）
水産庁	農林水産省会計監査規程（平成18年3月2日農林水産省訓令第2号）（国営土地改良事業を除く。）	（監査結果に対する措置等） 第16条 [略] 2 前項の指示を受けた部局の長は、当該指示に基づいて講じた措置について、速やかに監査部局の長に報告するものとする。	①	改善の指示を行った監査対象機関に対しては、1ヶ月以内に改善措置の報告を求めている。
経済産業省	経済産業省会計監査規程（昭和61年10月1日61会第459号）	（監査結果の報告） 第10条第2項 前項の指示を受けた監査対象部局の長は、当該指示に対して当該部局の執った措置及びその結果について、遅滞なく、大臣官房会計課長に報告しなければならない。	①	改善の指示を行った監査対象官署に対しては、当該指示に対して執った措置及びその結果について報告を求めている（「平成18年度会計監査報告書」による。） 年度会計事務監査計画に基づき、監査対象機関が前回の会計事務監査等において指摘又は指導を受けた事項がある場合には、当該事項の改善状況の検証を実施
国土交通省	国土交通省会計監査要綱（平成17年6月2日付国会監第25号）	（7 改善指示等） 会計課長は、（略）その対象部局の長に対し、必要な措置を講ずるように指示し、その講じた措置及びその結果について報告を求めることとする。	①	規定に基づき、措置状況の報告を求めている。
気象庁	気象庁会計監査要領（平成17年9月20日施行）	（改善指示） 第12条第2項 前項の規定により指示を受けた部局長は、指示を受けた事項を速やかに措置し、その結果を気象庁長官に報告しなければならない。	①	気象庁会計監査要領に基づき、措置状況の報告を求めている。
	海上保安庁	該当なし	①	改善を要する事項に対する具体的な処置状況及び再発防止等のための措置について、報告を得ている。
	海難審判庁	該当無し（平成18年度から地方庁の会計官職は原則廃止し、本庁に集約化）	①	改善措置については、メール等で報告を受け、次年度の監査時において確認している。
環境省	環境省会計事務監査規程（平成13年1月6日環境省訓令第23号）	（結果に対する措置等） 第10条 （略） 会計課長は、当該部局の講じた措置及びその結果について報告を求めなければならない。	③	監査対象部署から改善措置結果の報告を受けてはいないが、毎年、関係部署及び関係機関の監査を行うこととなっており、その際にフォローアップを実施している。
防衛省	防衛省会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）	（緊急事項の処置） 第13条 監査官は、監査を実施している場合において、著しく違法若しくは不当な事項があると認めるとき、または緊急に特別な処置をする場合があると認めるときは、直ちに順序を経て、幕僚長等に報告し、その指示を受けなければならない。 第13条第2項、第3項（略） 第13条第4項 前項の規定により指示を受けた者は、遅滞なく所要の処置をとるとともに、その結果を、順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。	②	監査で指摘した事項については、次回の監査時において是正状況等を確認している。 なお、著しく違法若しくは不当な事項や緊急に特別な処置をする必要があるものについては、防衛省会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第13条第4項の規定により、所要の処置の指示を受け、防衛大臣に報告することとしている。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「監査指摘事項に係る改善措置結果の報告徴取や確認の状況」欄中、①は監査対象部署から改善措置結果を報告させている機関、②は著しく違法・不当な事項等を除き、次回の監査時に確認している機関、③は次回の監査時に確認している機関を表す。  
3 法務本省においては、規程は作成していないが、会計監査に際して開催する主任官会議資料において、被調査庁に対し、指導等を受けた事項について原因等を究明した上、今後の是正策を検討した結果を調査後2週間を目途に主任調査官あてに報告するよう指導願いたい旨記述している。

表2-(3)-⑨ 各府省が主体的に実施している会計監査に係る監査結果の周知・啓発状況

区分	結果報告書の作成状況	外部への公表状況	府省内に対する監査結果の周知状況	
内閣府	○	×	○	監査対象機関に対しては文書にて周知するとともに、電子掲示板に監査報告書及び過去の内部監査結果概要を掲出
宮内庁	○	×	△	監査対象部局に対してのみ周知
公正取引委員会	○	×	△	総務課長会議や総務係長会議等の場において資料配布
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	関係機関に報告書を送付するとともに、ホームページに掲出
金融庁	○	×	○	全部局分の監査結果をまとめた「監査結果報告書」を書面にて、全部局の担当者に手交
総務省	○	×	○	職員掲示板に監査結果を掲出
消防庁	×	×	×	幹部への報告のみ
法務省	○	×	○	法務本省及び所管各庁に対し法務省WAN掲示板において、会計課情報誌「経理情報」に結果を掲載・掲出するとともに会合、研修等において周知
公安調査庁	○	×	○	会計課長会議等の席上で口頭伝達の他、指摘内容を各公安局に送付して周知
外務省	○	×	△	監査結果については、監査対象機関のほか、当該機関に係る上位部署や監査結果に係る部署に対しては参考通報
財務省	○	×	○	指導事項等を取りまとめ、監査対象外を含む全部局に送付
国税庁	×	×	△	監査結果については、会議及び研修において説明を実施
文部科学省	○	×	○	年度会計監査報告書にとりまとめ、各部局にフィードバック
厚生労働省	○	△	○	「会計事務監査指導の概況」を作成し、全部局に配布。データベース化したものを共働支援システムに掲載
社会保険庁	○	×	△	社会保険事務局・所に対する監査については、指摘事項を示した自主点検通知を年3～4回発出し、注意喚起を実施。本庁に対する監査については、監査実施部局に対してのみ周知。
農林水産省	○	×	○	官房各課、各部局、外局、施設等機関の長あてに監査結果報告書の冊子を配布
林野庁	○	×	○	監査結果報告書を林野庁国有林野部内、各森林管理局及び森林技術総合研修所に周知
水産庁	×	×	△	監査結果報告書を水産庁幹部及び官房経理課長に報告するとともに、各漁業調整事務所に周知
経済産業省	○	×	○	監査対象部署に対して通知するとともに、内部部局に対してメールで監査報告書を送付して周知
国土交通省	○	×	△	年次報告書を作成し、監査対象部局の長に通知
気象庁	○	×	○	監査結果をイントラネットに掲出
海上保安庁	×	×	○	監査結果を地方支分部局等の長に対して通知するとともに、イントラネットに掲出
海難審判庁	×	×	△	平成17年度まで地方部局に対してのみ通知
環境省	○	×	○	職員用電子掲示板に監査指導結果の概要を掲出
防衛省	○	×	△	各機関の監査担当部署等を対象とした会計監査連絡会議において周知。なお、会計監査の結果、改善すべき事項があれば、必要に応じ経理装備局会計課より官房各局筆頭課を経由して、各課室等に電子メール等により周知

- (注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。
- 2 林野庁については、本庁自らが実施する国有林野事業監査について記載した。
- 3 「結果報告書の作成状況」欄は、監査対象部署全体に係る会計監査結果についての報告書（媒体の別を問わず、冊子状にまとめたものであって、復命書等単に監査結果の説明資料であるものを除く。）の作成状況を表す。
- 4 「外部への公表状況」欄における△印は都道府県労働局が実施する内部監査についての公表状況を表す。
- 5 「府省内に対する監査結果の周知状況」欄における○印は全部局（部署）に周知している機関、×印は幹部への報告に止まっている機関、△印は監査対象部署等一部の部局（部署）に周知、又は口頭により伝達している機関を表す。
- 6 宮内庁では、平成20年度の四半期別監査報告書から各部局会計担当者へ通知するとともに平成21年1月下旬から庁内電子掲示板「職員情報ボード」に掲示している。
- 7 国土交通省では、平成21年1月末からイントラネットを用いた全部局への周知を行っている。